

部長及び参事官

殿

所 属 長

警 務 発 第 3 6 3 号

平成28年 3 月25日

30年保存（口訓）

本 部 長

高知県警察政策評価実施要綱の制定について（通達甲）

県警察における政策評価の実施に関し「高知県警察政策評価実施要綱の制定について（例規）」（平成19年11月30日警務発第963号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該政策評価の実施に関し別添のとおり「高知県警察政策評価実施要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察政策評価実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、県警察における政策評価を厳正かつ客観的に実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2 政策評価の対象施策

政策評価の対象とする県警察の施策（以下「対象施策」という。）は、次のとおりとする。

- 1 県警察が継続して取り組む重点的な施策
- 2 県警察が短期間に限定して集中的に取り組む重要施策
- 3 その他政策評価の対象として認められる施策

第3 政策評価の観点

県警察における政策評価は、次に掲げる観点から厳正かつ客観的に行うものとする。

- 1 有効性の有無
- 2 必要性の有無
- 3 方向性の適否

第4 政策評価の方式

政策評価の方式は、実績評価方式により行うものとする。ただし、業績指標を設定する対象施策については、別に定めるところによるものとする。

第5 説明の方式

政策評価の説明の方式は、PDCAサイクル（P：plan（計画）、D：do（実行）、C：check（検証）、A：action（見直し））により行うものとする。

第6 対象期間

政策評価の対象とする期間は、原則として、政策評価を行う年の前年の1月1日から12月31日までの間とする。

第7 政策評価委員会

- 1 政策評価及び対象施策の案について審議するため、県本部に政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長には本部長を、副委員長には警務部長を、委員には次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 部長（警務部長を除く。）及び警察学校長
 - (2) 総務課長、会計課長及び県本部警務課長（以下「警務課長」という。）

- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第8 幹事会

- 1 委員会に付議される事項について事前に検討・協議させるため、委員会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長には警務課長を、幹事には次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各部の庶務担当課次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）
 - (2) その他幹事長が指定する職員
- 4 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事その職務を代行する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

第9 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、県本部警務課において行う。

第10 政策評価の実施

警務課長は、政策評価及び対象施策の案を高知県警察政策評価書（以下「政策評価書」という。）に取りまとめ、委員会の審議に付するものとする。

第11 公安委員会への報告

委員会により決定された政策評価書は、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

第12 県民への公表

政策評価書は、公安委員会に報告後、速やかに県警察のホームページに掲載し、県民に公表するものとする。

第13 所属長の責務

- 1 所属長は、政策評価を所管業務に適切に反映させるとともに、所属職員に周知させるため必要な教養を行わなければならない。
- 2 所属長は、政策評価書を各種会議等の資料として積極的に活用するなどして、警察活動に対する県民の理解と協力の確保に努めるとともに、所属において実施した各種施策やその結果について、あらゆる広報媒体を積極的かつ

効果的に活用し、県民への広報に努めなければならない。